

「九州・長崎特定複合観光施設区域整備 実施方針（修正案）」（修正部分のみ）に対する
パブリックコメントの募集結果について

長崎県 I R 推進課において、「九州・長崎特定複合観光施設区域整備 実施方針（修正案）」（修正部分のみ）を対象としたパブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。
お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

【意見募集要領】

1 募集期間

令和2年11月25日（水） から 令和2年12月20日（日） （26日間）

2 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子申請

3 閲覧方法

県ホームページに掲載、長崎県 I R 推進課・県政情報コーナー（県庁県民センター内）、各振興局行政資料コーナー（五島振興局上五島支所を含み、長崎振興局を除く）佐世保市 I R 推進室（市役所12階）

4 意見件数

6件

5 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・案に修正を加え反映させたもの	0
B	・案に既に盛り込まれているもの ・案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を遂行する中で反映していくもの	2
C	・今後検討していくもの	0
D	・反映が困難なもの	0
E	・その他	4
	合計	6

※実施方針（修正案）の修正部分のみに対するパブリックコメントの募集でしたので、賛否の意見などについては、意見の反映状況に計上しておりません。ご了承ください。

6 提出されたご意見の要旨及び長崎県 I R 推進課の考え方

区分B：案に既に盛り込まれているもの 2件			
#	ご意見該当項目	ご意見の概要	長崎県 I R 推進課の考え方
1	感染症対策	○感染症対策については、今後の施設開発においては当然の話なので盛り込むべきだと思う。	○感染症対策については、関連施設の取組例や感染防止のためのガイドライン等も踏まえ、対策や実施体制に係る計画の策定や衛生基準等に係る認証取得等の適切な方策を講じることとしています。具体的内容については、今後、県と民間事業者が共同して行う区域整備計画の作成過程等において検討を深めてまいります。
2	今後のスケジュール	○2021年1月を目途に公募を開始し、2021年夏～秋頃に設置運営予定事業者を選定するようなスケジュールになっているが、実施する場合は、第一次審査をいつ頃に実施する想定かをスケジュールに反映していただきたい。 第一次審査で求められる項目についても明確にしてください。	○九州・長崎特定複合観光施設区域整備実施方針(修正案) 第6. 設置運営事業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項の3. 設置運営事業予定者の選定手順及び選定方法において、県は、募集要項等の公表後のスケジュールについては、募集要項等においてあらためて示すこととしています。また、同項(10) 審査項目につきましても募集要項等において示すこととしています。

区分E：その他 4件			
#	ご意見該当項目	ご意見の概要	長崎県 I R 推進課の考え方
3	有害な影響の排除	○ I R 整備法は、有害な影響について、国・地方公共団体に対しては排除する施策の策定・実施を責務としつつ、カジノ事業者に対しても排除するための施策への協力を義務づけているが、実施方針(修正案)は、有害な影響について最小化する観点からカジノ事業者に対し取組への協力や対策を講じることを求めるのみである。排除を求めない点で I R 整備法の趣旨に違反している。	○九州・長崎特定複合観光施設区域整備実施方針(修正案) 第3 7. 事業方式 (3)設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置(10頁)において、次のとおり記載しております。 「設置運営事業者は、 I R 整備法に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を盛り込むとともに、これを着実に実施しなければならない。」 なお、ご指摘の箇所(48頁)につきまして、設置運営事業者においては、「国の規制を遵守するのみならず、地域特性を踏まえた県内独自の取組に協力するとともに、より主体的に懸念事項対策を講ずることが求められる。」と記載しているところではありますが、「こうした影響を最小化する観点から、」とは、 I R 整備法上の義務を前提としながら、さらに、県内独自の取組への協力及び設置運営事業者が主体的に行う対策の方向性を示したものです。
4	有害な影響の排除	○本方針には有害な影響を排除するための適切な施策を策定し実施するための取組の記載はない。	○具体的な施策や取組等については、関係団体との意見交換等も踏まえながら、今後の県と民間事業者が共同した区域整備計画の作成過程等において検討することとしております。

5	感染症対策	<p>○今回、意見を求めている「(修正案)」、「第7の5設置運営事業者の協力義務」については、なお書き部分で「特に感染症対策については、・・・適切な方策に取り組むものとする。」としているが、第1に、この項目は「協力義務」となっており、事業者に対してどれだけの法制度的な拘束力のある遵守義務になるのか定かでない。また第2に、「適切な方策に取り組む」には県がその基準を示すことが必要だと考えるがここでの文言では曖昧である。公募・選定後、事業者との協議のなかで決めるのではなく、公募・選定の基準として遵守すべき事項を県民生活を守る県の立場で明確に示すべきである。以上2点を指摘しておきたい。</p>	<p>○設置運営事業者の協力義務については、公募開始後、資格審査を通過した応募者に対して、設置運営事業者の実施する義務等の詳細を規定した「事業条件書(案)」を示すこととしています。また、当該事業条件書案をベースとしつつ、I R事業者から提出される提案内容等も踏まえながら、同事業者との協議を通し、区域認定後の段階で、拘束力のある実施協定を締結することとしております。</p>
6	感染症対策	<p>○感染症について触れるのは、第7-5-(12)の1箇所だけであり、しかも感染症対策は、設置運営事業者の協力義務に委ねられているというのでは、COVID-19の影響力を軽視している。</p>	